

仙台市母子・父子家庭医療費の助成に関する事務処理要領

(平成3年10月1日 民生局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、仙台市母子・父子家庭医療費の助成に関する規則（昭和58年仙台市規則第44号。以下「規則」という。）第16条の規定に基づき、医療費助成事務に必要な実施細目を定めるものとする。

(扶養の意義)

第2条 規則第2条第2項に規定する「満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（以下「児童」という。）を扶養」とは、配偶者のない女子又は男子が民法（明治29年法律第89号）第877条の規定により扶養義務を負う満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者を現に扶養している場合をいうものとする。

(住所要件)

第3条 規則第3条第1項に規定する「本市の区域内に住所を有する」とは、本市に居住し、かつ、本市に住民登録又は外国人登録をしていることをいうものとする。

2 規則第3条第1項ただし書きに規定する「市長が特別の事由があると認めるとき」とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条又は第116条の2の規定により、本市の世帯に属するものとして国民健康保険の被保険者となっているとき
- (2) 仙台市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第2号）第3条第2項から第5項の規定により、本市が保険料を徴収する被保険者となっているとき
- (3) 対象者（規則第3条第1項の対象者をいう。以下同じ。）が本市の区域内に居住しているにもかかわらず、危険回避のため等のやむを得ないと認められる特別の事情により他の市町村の区域内に住民登録又は外国人登録をしているとき

(助成金の交付)

第4条 規則第4条第1項に規定する「その額が100円に満たないとき」とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 規則第8条第1項及び第2項の助成申請書（同条第3項の市長が特に申請を要しないと認める受給者にあつては、同項の規定の適用がないとしたならば提出すべきこととなる助成申請書）1件について計算した金額が100円に満たないとき
- (2) 同一の月に同一の保険医療機関等（規則第4条4項に規定する保険医療機関等をいう。以下同じ。）において受けた医療に係る医療費について計算した金額が100円に満たないとき

2 規則第4条第1項に規定する助成金の額は、円未満を切り捨てた金額とする。

3 規則第4条第3項に規定する「対象者となった日から起算して30日以内」の30日目に当たる日が日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、

土曜日又は12月29日から翌年の1月3日までの日（以下「日曜日等」という。）に当たるときは、その日以降においてその日に最も近い日曜日等でない日をもって30日目に当たる日とする。

4 規則第4条第3項に規定する「その他市長が特別の事由があると認める場合」とは、規則第5条第1項の規定による申請を行う者（以下「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当し、その事実を明らかにすることができる書類の提出があった場合又は区長が公簿の確認等により事実を確認できる場合とする。

- (1) 保険者証又は組合員証の交付が資格取得年月日から15日以上を経過して行われたとき
- (2) 被扶養者の認定が申請者の責めに帰さない事由で遅延したとき
- (3) 災害等のため30日以内に申請をすることができなかつたとき
- (4) 前各号に準ずる事由により申請が遅延したとき

（資格登録申請書等）

第5条 規則第5条第2項の申請書は、母子・父子家庭医療費助成資格登録申請書とし、同項の規定により添付させる書類は、次に掲げるもののうち区長が必要と認める書類とする。なお、添付させる書類は、原本の写しで差し支えないものとする。

- (1) 対象者の各種健康保険等への加入状況が確認できるもの
- (2) 母子家庭の母、父子家庭の父又は養育者名義の預金通帳
- (3) 国民年金法（昭和34年法律第141号）に規定する遺族基礎年金若しくは寡婦年金の受給者、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に規定する遺族厚生年金の受給者、その他の共済組合法に規定する遺族共済年金等の受給者又は児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に規定する児童扶養手当の受給者は、その証書
- (4) 前号に規定する年金又は手当を受給していない者にあつては、第1号及び第2号に掲げる資料のほか、次に掲げるもののうち区長が必要と認める書類

ア 父又は母及び児童の戸籍謄本

イ 配偶者、父又は母が障害者の場合は、身体障害者手帳、療育手帳、児童扶養手当、障害認定通知書又は障害基礎年金等の証書

ウ 配偶者、父又は母が拘禁されている場合は、その証明書

エ 配偶者、父又は母が危難が去った後3ヶ月以上生死不明の場合は、市町村長、海上保安庁、警察、船舶会社又はその他官公署の証明書

オ 配偶者、父又は母がその他の生死不明若しくは海外にある場合及び配偶者、父又は母から遺棄されている場合は、申立書

- (5) その他区長が必要と認める書類

2 区長は、規則第5条第1項の申請が形式上の要件に適合しないものであるときは、当該申請をした者に対し、補正を求めるものとする。

3 区長は、次に掲げる場合には、申請者に対し、母子・父子家庭医療費資格登録申請非該当通知書を交付するものとする。

- (1) 規則第5条第1項の申請をした者が規則第3条に規定する対象者でないと認めた場合
- (2) 前項の規定により申請の補正を求められた者が当該補正を求められた日から起算し

て90日以内に補正をしなかった場合（当該者の責めに帰すべき事由があるときに限る。）

（受給者証の交付に係る提出書類等）

第6条 規則第6条第4項に規定する「市長が必要と認める書類」とは、次に掲げるもののうち区長が必要と認める書類とする。

- (1) 母子・父子家庭医療費助成現況届
- (2) 第5条第1項各号に掲げる書類
- (3) 市町村長が発行する所得証明書または地方税関係情報連携に係る同意書。ただし、仙台市の課税公簿で確認できるときは、省略することができる。

2 規則第6条第4項の市長が指定する日後に前項に規定する書類（以下この項において「必要書類」という。）を提出した受給者に対しては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める受給者証を交付するものとする。

- (1) 規則第6条第4項の市長が指定する日が属する年の12月28日（同日が日曜日等に当たるときは、同日前において同日に最も近い日曜日等でない日。次号において「特定日」という。）までに必要書類の提出があった場合、同年の10月1日とその有効期間の初日とする受給者証
- (2) 特定日後に必要書類の提出があった場合（次号に掲げる場合を除く。）当該提出があった日が属する月の初日とその有効期間の初日とする受給者証
- (3) 規則第9条の2第6号に掲げる者が規則第6条第4項の市長が指定する日までに必要書類を提出できなかったことにつき次のアからウまでのいずれかの事情があった場合において、当該事情が止んだ日から起算して90日を経過する日までに必要書類の提出があったとき（第1号に掲げる場合を除く。）規則第6条第4項の市長が指定する日が属する年の10月1日とその有効期間の初日とする受給者証
 - ア 震災、風水害、火災その他これらに類する災害があったこと
 - イ 長期入院等をしている場合において、他に規則第6条第4項の市長が指定する日までに必要書類の提出をする者がいないこと
 - ウ ア又はイに準ずるものとして区長が適当と認める事情

（助成申請書等）

第7条 規則第8条第2項に規定する「市長が必要と認める書類」とは、次に掲げるもののうち区長が必要と認める書類とする。

- (1) 療育費の支給があった場合は、診断書の写し、領収書の写し及び保険者が発行する療育費支給決定通知書の写し
- (2) 前号に規定する場合以外にあっては、診療報酬明細書の写し又は保険診療に係る保険点数の記載のある領収書等

2 規則第8条第3項に規定する「市長が特に申請を要しないと認める受給者」とは、本市が行う国民健康保険事業の被保険者、その他やむを得ないものとして区長が認めた場合とする。

（助成の決定等）

第8条 規則第9条の規定により助成を決定したときは、次の手続きにより助成金の支給を行うものとする。

(1) 助成金の支給は、仙台市指定金融機関（以下「指定金融機関」という。）に依頼し、毎月15日又は28日（その日が指定金融機関の休業日に当たるときは、休業日の翌日以後で休業日に最も近い休業日でない日とする。ただし、12月28日が休業日に当たるときは、休業日の前日以前で休業日に最も近い休業日でない日とし、その他特段の事情がある場合は、市長がその都度定める日とする。）に行うこと

(2) 助成金の支給は、資金前渡の方法により行うこと

(3) 助成金の支給に係る資金前渡取扱者（以下、「取扱者」という。）は、第1号に規定する支給日に支払いを行い得るよう、指定金融機関に開設する取扱者名義の預貯金口座に資金の振込を行うこと

(4) 取扱者は第1号に規定する支給日において、前号の預貯金口座から規則第6条の規定により受給者証の交付を受けた受給者の預貯金口座に、振込を行うことにより支給すること

(5) 振替により支給したときは、受給者に医療費助成金交付決定兼支払通知書を送付すること

2 取扱者は、助成金の支給を完了したときには、速やかに精算を行うものとする。

3 第1項の規定による助成金の支給後に、健康保険の変更、診療点数の記入誤り又はその他の理由により過支給が生じたときは、返納通知書により返納させるものとする。

（助成の停止）

第8条の2 規則第9条の2の規定により医療費の助成を停止された者には、母子・父子家庭医療費助成支給停止通知書により通知するものとする。

（助成の停止の例外）

第8条の3 規則第9条の2ただし書に規定する「市長が特別の事由があると認めるとき」とは、規則第9条の2第1号から第3号までに該当する者が震災、風水害、火災その他これらに類する災害及び失業等により、本年において所得が著しく減少し、生活が困窮していると認める場合その他区長が適当と認める場合とする。

（変更等の届出）

第9条 規則第10条第1項の規定による届け出は、母子・父子家庭医療費助成登録事項変更届に、次に掲げるもののうち区長が必要と認めるものを添えて行う書類とする。

(1) 受給者証

(2) 第5条第1項各号に掲げる書類

(3) 市町村長が発行する所得証明書または地方税関係情報連携に係る同意書。ただし、仙台市の課税公簿で確認できるときは、省略することができる。

2 前項に規定する変更届が市域内の住所の変更（転入区及び転出区間の住所の変更に限る。）に係るものである場合は、区長は、届出書等（住民基本台帳で確認した場合を含む。）に基づき、次の手続きをとるものとする。

- (1) 転出区の区長は、転出した受給者に係る受給者台帳を転出した月の末日に転入区の区長に移管したものとみなして、受給者台帳にその旨記入すること
 - (2) 転入区の区長は、転入した受給者に対し、転入した月の翌月1日から有効の受給者証を交付すること
- 3 規則第10条第2項の規定による届け出は、母子・父子家庭医療費助成資格喪失届に前項各号に掲げる書類で区長が必要と認める書類を添えて行うものとする。
 - 4 規則第10条第2項に規定する「受給者が助成を受ける資格を喪失したとき」とは、次の各号の一に該当する場合をいう。
 - (1) 対象者が規則第3条第1項の規定に該当しなくなったとき
 - (2) 対象者が規則第3条第2項（第3号を除く。）の規定に該当するに至ったとき

(受給者証再交付申請書)

第10条 規則第11条第1項の受給者証再交付申請書は、医療費受給者証再交付申請書とする。

(第三者の行為による被害の届出)

第11条 規則第12条の規定による届出は、第三者行為による被害届により行うものとする。

(助成を受けた額の返還)

第12条 規則第14条の規定によるもののほか、医療費の助成が支払われた後に規則第9条の2に規定する事由に該当するときその他区長が必要と認めるときは、区長は、当該助成を受けた者につき、当該助成の額の全額又は一部を返還させることができる。

(遅延損害金)

第13条 受給者は、規則第14条の規定又は前条の規定による返還金について、納付期限までに納付しないときは、当該返還金の額（返還金の一部につき納付があったときは、その納付のあった返還金の額を控除した額）につき法定利率で納付期限の翌日から起算してその完納の日までの日数によって計算した額（納付期限から完納の日までにうるう年がある場合は、1年を365日として日割計算した額）に相当する遅延損害金を納付しなければならない。ただし、当該返還金の額が2,000円未満であるときは、この限りではない。

- 2 前項の返還金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。
- 3 前2項の規定により計算した遅延損害金の額に100円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。
- 4 第1項から第3項までの規定により計算した遅延損害金の額が1,000円未満であるときは、第1項の規定にかかわらず、受給者は、その遅延損害金を納付することを要しない。

(申請書の様式)

第14条 申請等に用いる様式については、次の各号のとおりとする。

- (1) 母子・父子家庭医療費助成資格登録申請書 (様式第1号)
- (2) 母子・父子家庭医療費助成現況届 (様式第2号)

- | | |
|------------------------------|------------|
| (3) 申立書 | (様式第 3 号) |
| (4) 母子・父子家庭医療費助成登録事項変更届 | (様式第 4 号) |
| (5) 母子・父子家庭医療費助成資格喪失届 | (様式第 5 号) |
| (6) 母子・父子家庭医療費助成受給者証 | (様式第 6 号) |
| (7) 母子・父子家庭医療費資格登録申請非該当通知書 | (様式第 7 号) |
| (8) 母子・父子家庭医療費助成申請書 | (様式第 8 号) |
| (9) 母子・父子家庭医療費助成支給停止通知書 | (様式第 9 号) |
| (10) 医療費助成金交付決定兼支払通知書 | (様式第 10 号) |
| (11) 医療費受給者証再交付申請書 | (様式第 11 号) |
| (12) 第三者行為による被害届 | (様式第 12 号) |
| (13) 地方税関係情報連携に係る同意書 | (様式第 13 号) |
| (14) 医療費助成送付先住所（設定・変更・解除）申出書 | (様式第 14 号) |

附 則

- 1 この要領は、平成 3 年 1 0 月 1 日から実施する。
- 2 仙台市母子家庭等医療費の助成に関する事務処理要領(平成元年 3 月 2 9 日民生局長決裁)は、廃止する。

附 則 (平成 6 年 3 月 3 1 日改正)

この改正は、平成 6 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 (平成 6 年 9 月 3 0 日改正)

この改正は、平成 6 年 1 0 月 1 日から実施する。

附 則 (平成 7 年 9 月 2 9 日改正)

この改正は、平成 7 年 1 0 月 1 日から実施する。

附 則 (平成 9 年 9 月 3 0 日改正)

この改正は、平成 9 年 1 0 月 1 日から実施する。

附 則 (平成 1 0 年 3 月 3 1 日改正)

この改正は、平成 1 0 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 (平成 1 2 年 3 月 3 1 日改正)

この改正は、平成 1 2 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 (平成 1 8 年 3 月 2 9 日改正)

この改正は、平成 1 8 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 (平成 1 9 年 2 月 9 日改正)

この改正は、平成 1 9 年 2 月 1 3 日から実施する。

附 則 (平成 2 2 年 3 月 2 9 日改正)

この改正は、平成 2 2 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 (平成 2 8 年 7 月 1 1 日改正)

この改正は、平成 2 8 年 8 月 1 日から実施する。

附 則 (平成 2 9 年 3 月 1 5 日改正)

この改正は、平成 2 9 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 (平成 2 9 年 1 1 月 1 0 日改正)

この改正は、平成29年11月13日から実施する。

附 則 (平成30年3月28日改正)

(実施時期)

1 この改正は、平成30年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の第7条第3項の規定は、この要領の実施の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成30年6月28日改正)

この改正は、平成30年7月1日から実施する。

附 則 (平成30年7月27日改正)

この改正は、平成30年7月30日から実施する。

附 則 (平成30年8月1日改正)

この改正は、平成30年8月1日から実施する。

附 則 (平成31年4月22日改正)

この改正は、平成31年4月22日から実施する。

附 則 (令和2年6月26日改正)

この改正は、令和2年7月1日から実施する。

附 則 (令和2年12月21日改正)

この改正は、令和3年1月1日から実施する。

附 則 (令和3年6月29日改正)

この改正は、令和3年7月1日から実施する。

附 則 (令和3年9月10日改正)

この改正は、令和3年10月1日から実施する。

附 則 (令和3年12月17日改正)

この改正は、令和4年1月1日から実施する。

附 則 (令和4年1月28日改正)

この改正は、令和4年2月1日から実施する。

附 則 (令和4年3月23日改正)

この改正は、令和4年4月1日から実施する。

附 則 (令和4年11月7日改正)

この改正は、令和4年11月7日から実施する。

附 則 (令和5年7月1日改正)

(実施時期)

1 この改正は、令和5年7月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現にあるこの要領による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 （令和6年12月1日改正）

（実施時期）

1 この改正は、令和6年12月1日から実施する。

（経過措置）

2 この要領の施行の際現にあるこの要領による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。